

法第40条、岐阜県建築基準条例第6条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における2段の擁壁等の扱い

1. 2段の擁壁の扱い

① 図で、 $H_1 \leq 5\text{ m}$ 、 $H_2 \leq 5\text{ m}$ の場合

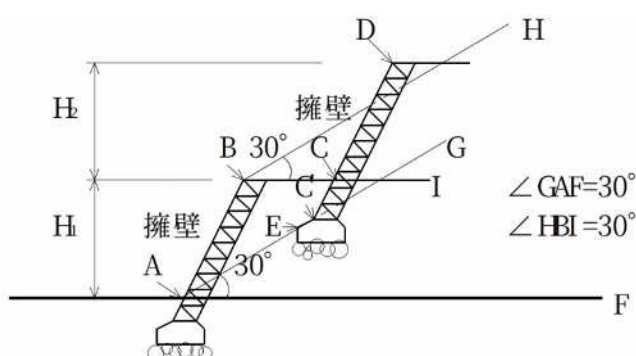
ア. C点がAGより上にあり、E点がAGより下にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

イ. C点がAGより下にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

② 図で、 $H_1 + H_2 \leq 5\text{ m}$ の場合

ア. D点がBHより下にある場合、E点がAGより上にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

イ. D点がBHより上にあり、E点がAGより上にある場合は、擁壁AB及び擁壁C'CDは安全でないとして扱う。ただし、擁壁ABが鉄筋コンクリート造等であり、擁壁C'CDによる影響について、擁壁ABの安全性が構造計算により確かめられた場合はこの限りでない。



2. 擁壁の上部にがけがある場合の扱い

① 図で、 $2\text{ m} < H_1 \leq 5\text{ m}$ 、 $H_2 \leq 2\text{ m}$ の場合

ア. C点がAGより上にあり、DEがBHより下にある場合は、CDはがけとして扱わない。
ただし、擁壁ABが工作物の確認又は宅地造成等規制法の許可を受けていない場合は、ABCDは高さ $H_1 + H_2$ の一体のがけとして扱う。

イ. C点がAGより下にある場合は、擁壁ABとがけCDEは別のものとして扱う。

② 図で、 $2\text{ m} < H_1 \leq 5\text{ m}$ 、 $H_2 > 2\text{ m}$ の場合

ア. C点がAGより上にあり、D点又はE点がBHより上にある場合は、擁壁ABは安全でなく、ABCDは高さ $H_1 + H_2$ の一体のがけとして扱う。

イ. C点がAGより下にある場合は、擁壁ABとがけCDEは別のものとして扱う。

③ 図で、擁壁ABが公共事業により築造され、 $H_2 > 2\text{ m}$ の場合

ア. 擁壁の管理者との協議により擁壁 A B の安全性が確かめられた場合は、C D のみをがけとして扱う。

